

Office 365 from NTT Communications 利用規約

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条

- 1 当社は、この Office 365 from NTT Communications 利用規約（別記及び料金表を含みます。以下「本規約」といいます。）を定め、これにより Office 365 from NTT Communications 及び関連するサービス（当社が本規約以外の利用規約等及び料金表を定め、これにより提供するものを除きます。以下「本サービス」といいます。）を提供します。
- 2 本サービスに係る契約者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の範囲)

第2条

- 1 本規約は契約者と当社との間における本サービスの利用に係る条件について規定します。ただし、本規約に定めていない提供条件については、別に規定するサービス提供条件書、マイクロソフト社及び付加サービス提供会社の定める規程等の定めるところによります。
- 2 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。
- 3 本規約及びサービス提供条件書とマイクロソフト社及び付加サービス提供会社の定める規程等の内容に齟齬が生じた場合は、本規約及びサービス提供条件書の定めが優先するものとします。

(本規約の変更)

第3条 当社は本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

(本規約の公表)

第4条

- 1 当社は、当社のホームページ（<http://www.ntt.com/tariff/comm/>）その他当社が別に定める方法により、本規約を公表します。
- 2 本規約を変更するにあたっては、当社は当社のホームページその他当社が定める方法にて当該変更の対象者となる契約者に対しその内容を通知するものとします。

(用語の定義)

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 Office 365 from NTT Communications サービス	Microsoft Corporation（以下、「マイクロソフト社」）とのパートナー契約に基づき当社が提供する Office 365 等及びそれに関わるサービスのこと
4 Office 365 from NTT Communications サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所
5 料金月	1の暦月の起算日（当社が Office 365 from NTT Communications 契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
6 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

7 契約番号	開通案内に記載している契約者毎に付与される番号
8 利用料金	初期費用及び月額料金
9 付加サービス提供会社	Office 365 にアドオンして利用することにより機能・利便性などの付加価値が向上するサードパーティ製品の製造・提供をしている事業者

第2章 契約

(本サービスの内容)

第6条 本規約に基づき提供されるサービスは次のとおりとします。

サービス名	サービス内容
1 Office 365	マイクロソフト社が提供するメール機能等のサービス
2 ExpressRoute	当社の Universal One サービス契約約款等に基づき提供するサービスと接続することにより、プライベートネットワーク接続が可能となるマイクロソフト社が提供するサービス
3 AD 連携サービス	契約者の Active Directory と Office 365 の Azure Active Directory を連携してシングルサインオンを実現するアプリケーションサービス（当社のエンタープライズクラウドサービス利用規約に基づき提供されるサービスにインストールされるアプリケーションソフトに限る。）
4 付加サービス	料金表第1表 表4に定義される、以下のオプションメニューの総称。 1. DNS サービス（提供元事業者：当社） 2. Active! vault（提供元事業者：株式会社クオリティア） 3. Active! gate（提供元事業者：株式会社クオリティア） 4. ネクストセット（提供元事業者：株式会社ネクストセット） 5. HENNGE One（提供元事業者：HENNGE 株式会社） 6. RODEM（提供元事業者：株式会社ヴァル研究所） 7. CloudGate UNO（提供元事業者：株式会社インターナショナルシステムリサーチ）
5 導入支援	料金表第3表に定義される、Office 365 の導入支援サービス
6 テンプレート	Power BI レポートテンプレートサービス（ベーシック）。（本サービスに係る料金は無料とします）

(契約の単位)

第7条 当社は、1のサブドメイン毎に契約番号を付与し、契約番号毎に1の本サービスに係る契約を締結します。但し、別に定めがある場合はこの限りではありません。

(利用申込)

第8条

- 1 本サービスの利用を希望する者は、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の申込書（以下、「申込書」といいます。）又はそれに準じる書面若しくは他の方法にて必要事項を記載し、当社に申し込むものとします。
- 2 前項に際して、申込者確認のための資料を提出していただくことがあります。

(本サービスの契約申込の承諾)

第9条

- 1 当社は、本サービスに係る契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾し当社の承諾をもって契約が成立するものとします。ただし、事情によりその順序を変更することがあります。
- 2 当社は前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスに係る契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - ① 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

- ② 本サービスに係る契約の申込みをした者が、本サービスの料金等の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
- ③ 本サービスに係る契約の申込みをした者が本サービスの利用を停止されている若しくは停止されたことがある又は本サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- ④ 本サービスに係る契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を申し出たとき。
- ⑤ その他本サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(本サービスの契約内容の変更)

第 10 条

- 1 当社は、契約者が本サービスの利用内容の変更を希望する場合は、変更の旨及び変更する内容などを当社が別途定める方法により当社に申し込むものとします。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 9 条（本サービスの契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(最低利用期間)

第 11 条

- 1 本サービスの最低利用期間は 1 ヶ月です。ただし、料金表又は第 2 条 2 項に定める諸規定などに別段の定めがある場合はこの限りではありません。
- 2 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、月額料金、または最低利用期間残余期間相当分の料金を支払っていただきます。AD 連携サービス、初期費用の規定のある付加サービス及び導入支援をご利用の場合は、その初期費用も支払っていただきます。

(契約の地位の承継)

第 12 条

- 1 相続又は法人の合併若しくは分割により本サービスに係る契約の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社の指定する方法により当社に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

(氏名等の変更の届出)

第 13 条

- 1 契約者は、その氏名、商号、住所又は所在地について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
- 2 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の指定する資料を提示いただくことがあります。
- 3 第 1 項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

(契約に基づく権利の譲渡)

第 14 条 契約者が本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

(契約者が行う本サービスに係る契約の解除)

第 15 条 契約者は、本サービスに係る契約を解除しようとするときは、解約の旨及び解約する内容などを当社が別途定める方法により当社に申し込むものとします。

(当社が行う本サービスに係る契約の解除)

第 16 条

- 1 契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスに係る契約の解除をすることがあります。
 - ① 第 18 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - ② 当社が別に定める期日を経過してもなお、本サービスの料金の支払いがないとき。
 - ③ 当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
 - ④ 法令等（外国法等を含みます。以下同じとします。）に基づく強制的な処分により本サービスを提供することが著しく困難となったとき。
 - ⑤ その他、本規約に違反したとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスに係る契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 3 章 利用中止等

(利用中止)

第 17 条

- 1 当社は、次の場合に本サービスの利用を中止することがあります。
 - ① 当社の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - ② 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - ③ 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき。
 - ④ 法令等に基づく強制的な処分により本サービスを提供することが著しく困難となったとき。
 - ⑤ 第 19 条（利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 18 条

- 1 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。
 - ① 利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - ② 第 12 条（契約の地位の承継）又は 第 34 条（契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - ③ 前 2 号のほか、本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼす又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用の制限)

第 19 条

- 1 当社は、天災、事変又はその他の非常事態が発生若しくは発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防又は救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスに係る通信の利用を中止する措置をとることがあります。
- 2 当社は、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、本サービスとその電気通信事業者等の提供するサービス等との間の通信を継続して行うことについて当社の業務の遂行に重大な支障を及ぼす又は及ぼすおそれがあると当社が認めるときは、その通信の一部の利用を中止することがあります。
- 3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要な場合、本サービスの全部又は一部の利用を中止する措置をとることがあります。

第4章 料金等

(料金)

第20条

1 本サービスの利用料金は、料金表に定めるところによります。(別に定める場合を除きます。)なお、マイクロソフト社及び付加サービス提供会社による価格の変更、物価の上昇、経済事情の変動、為替の変動、現地税制の改正又はその他正当な事由等により契約金額が不相当となった場合、当社は原則として契約金額の変更を実施できるものとします。

(料金の支払義務)

第21条

- 1 契約者は、別の定めがない限り、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日の翌月の初日から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間について、利用料金の支払いを要します。
- 2 当社にて申込書を受諾した後に、契約者の都合により解約となった場合、サービス提供前であっても利用料金をお支払いいただきます。
- 3 利用停止又は利用中止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- 4 当社に契約の解除を申し出ないとき又は解除を申し出たが承諾を得ることがないときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(料金の計算方法等)

第22条 初期費用、月額料金などの利用料金の計算方法並びに支払方法は、料金表に定めるところによります。(別に定める場合を除きます。)

(割増金)

第23条 契約者は、利用料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金としてお支払いいただきます。

(延滞利息)

第24条 契約者は、利用料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息としてお支払いいただきます。ただし、支払い期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第5章 データの取扱

(データの取扱)

第25条 別記に記載のマイクロソフト社及び付加サービス提供会社の規程に定める場合を除き、当社は電気通信設備に保存された契約者のデータが滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩若しくはその他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果契約者又は第三者に発生した直接若しくは間接の損害について、その原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとします。あらかじめ、契約者は当該データの保存等の必要な処置をとるものとします。

(データの利用)

第26条 別記に記載のマイクロソフト社及び付加サービス提供会社の規程に定める場合を除き、当社は当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、当社の電気通信設備に保存されたデ

ータを確認、複写又は複製することがあります。

(データの消去)

第 27 条

- 1 別記に記載のマイクロソフト社及び付加サービス提供会社の規程に定める場合を除き、当社は契約者のデータが当社の定める所定の基準を超えたとき又は第 18 条（利用停止）1 項のいずれかに該当するときは、契約者に対し何らの通知なく、現に蓄積しているデータを削除又はデータの転送を停止することがあります。
- 2 別記に記載のマイクロソフト社及び付加サービス提供会社の規程に定める場合を除き、当社は本サービスに係る契約の解除等があったときは、当社の電気通信設備に保存されているデータを削除します。
- 3 前 2 項の場合において、当社は、契約者又は第三者に発生した直接若しくは間接の損害について、その原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとします。

第 6 章 損害賠償等

(責任の制限)

第 28 条

- 1 本サービス（AD 連携サービスを除きます。）の利用により契約者に生じた損害については、別記に記載のマイクロソフト社及び付加サービス提供会社の規程等の条件が適用されるものとします。
- 2 当社は、AD 連携サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、当該サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して契約者に生じた逸失利益及び派生損害等を除く通常損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無又は予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。
- 3 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社は当該サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該サービスに係る月額上限料金又は月額定額料金（料金表の利用料金のうち、当該サービスが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分に係るものに限ります。）の合計額を上限として、その責任を負うものとします。
- 4 当社の故意又は重大な過失により当該サービスを提供しなかったときは、前 2 項の規定は適用しないものとします。
- 5 前 3 項にかかわらず、マイクロソフト社の責に起因して、AD 連携サービスの利用により契約者に生じた損害については、別記に定めるマイクロソフトの規程等が適用されるものとし、当社は契約者の損害を賠償する責任を負わないものとします。
- 6 本条の規定は、当社が提供するサービスに関して当社が契約者に負う一切の責任を規定したものとします。

第 7 章 サービスレベル合意書

(サービスレベル合意書の適用)

第 29 条 契約者は、本サービスのサービス品質に関する指標（以下、「サービスレベル」といいます。）について、別記のマイクロソフト社及び付加サービス提供会社が定める規程等の条件に同意するものとします。マイクロソフト社及び付加サービス提供会社の定める規程等に定める場合を除き、当社はサービスレベルを定めないとし、いかなる料金返還もしないものとします。

第 8 章 雑則

(免責)

第 30 条

- 1 本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る一切の損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害について

の請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

- 2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、いかなる責任も負わないものとします。
- 3 当社は、本規約の変更等により自営端末設備等の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負わないものとします。

（非保証）

第 31 条 本規約に明示的に規定されている場合を除き、本サービスが契約者の利用目的に適切又は有用であることを保証するものではありません。

（本サービスの廃止）

第 32 条

- 1 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。本サービスの一部又は全部を廃止する場合には、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
- 2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
- 3 本サービスの一部又は全部の廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

（承諾の限界）

第 33 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等本サービスに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（契約者の義務）

第 34 条

- 1 契約者は、次のことを守っていただきます。
 - ① 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。
 - ② 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータを改ざん若しくは消去する行為をしないこと。
 - ③ 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
 - ④ 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
 - ⑤ 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと。
 - ⑥ 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により第三者の個人情報収集する行為をしないこと。
 - ⑦ その他、法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
 - ⑧ その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して本サービスに係る当社の電気通信設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕及びその他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について一切の責任を負わないものとします。
- 4 契約者は、本サービスに係る ID 及びパスワード（以下「ID 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容のみだりに第三者に知らせてはなりません。
- 5 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼす若しくは及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は ID 等の変更その他当社が別に定める必要な措置をとる場合

があります。

- 6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめその理由及びその他必要な措置をとる旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 7 契約者は、日本国の輸出関連法規を遵守するものとします。
- 8 契約者は、本サービス又は本サービスに係るソフトウェアを、直接的であれ間接的であれ輸出若しくは持ち出す場合又は非居住者に提供する場合は、経済産業省の許可を取得する等、必要な手続きをとらなくてはなりません。
- 9 契約者は、契約者が日本国により輸出又は技術の提供を禁止されている者ではないこと又は日本国の輸出関連法規に定める外国ユーザーリストに掲載されている者ではないことを保証しなければなりません。
- 10 契約者は、本サービス又は本サービスに係るソフトウェアを、日本国の輸出関連法規に定める核兵器を含む大量破壊兵器若しくは、通常兵器等の開発、製造又は使用のために使用してはなりません。

(契約者の協力義務)

第 35 条

- 1 当社は以下の場合、契約者に対し本契約に関する契約者の機器、情報、資料並びにその他の物品の提供及び当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。
 - ① 契約者による本契約の遵守状況を調査又は確認するために必要な場合
 - ② 故障予防又は回復のため必要な場合
 - ③ 技術上必要な場合
 - ④ その他、当社が必要と判断する理由がある場合
- 2 契約者は、本サービスが不正に利用され又は利用されようとしているときには、直ちに当社に通知するものとし、本サービスの不正利用に係る当社の調査に協力するものとします。

(契約者に対する通知)

第 36 条

- 1 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。
 - ① 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、契約者に対する通知を完了したものとみなします。
 - ② 契約者が、利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に、電子メールを送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレスを管理する電気通信設備に到達した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - ③ 契約者が、利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に、郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - ④ その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、契約者に対する当該通知が完了したものとみなします。
- 2 本規約又は関連法令において書面による通知手続が求められている場合であっても、契約者は、当社が前項各号の手続をもって書面による通知に代えることができることに予め同意するものとします。

(当社の知的所有権)

第 37 条

- 1 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示する物品（本規約、本サービスの仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下、本条において同じとします。）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含みます。）及び著作人的人格権（著作権法第 18 条から第 20 条の権利をいいます。）並びにそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。
- 2 契約者は前項のほか、次のとおり物品を取り扱うものとします。
 - ① 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - ② 複製、改変又は編集等を行わないこと。

- ③ 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与、譲渡又は担保設定等しないこと。
- ④ 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。

3 本条の規定は、本サービスに係る契約の終了後も効力を有するものとします。

(個人情報の取扱い)

第 38 条

- 1 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する契約者に係る個人情報（以下本条において「個人情報」といいます。）の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー及びサービス提供を行う拠点の準拠法の定めるところによります。
- 2 当社は、当社が保有している個人情報について契約者から開示の請求があったときは、原則として開示をします。
- 3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

(通信ログの取扱い)

第 39 条 当社は、契約者に係る通信の秘密に関する情報（以下「通信ログ」といいます。）について、当社設備の保全及び新サービスの開発等の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があります、契約者はこれに同意するものとします。

(第三者への委託)

第 40 条 契約者は、当社が本サービスを提供するにあたり、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

(協議)

第 41 条 本規約に定めのない事項については、当社と契約者との協議によって定めるものとします。

(紛争の解決)

第 42 条 本契約について、契約者と当社の間には紛争が生じた場合は、両者の協議により解決を図るものとします。

(管轄裁判所)

第 43 条 契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第 44 条 本規約に関する準拠法は日本法とします。

別記

(1) マイクロソフト社のサービス全般に関わる規程

- ・ Microsoft サービス規約
<http://windows.microsoft.com/ja-jp/windows-live/microsoft-services-agreement>
- ・ マイクロソフト製品の輸出管理
<http://www.microsoft.com/ja-jp/exporting/default.aspx>
- ・ Microsoft プライバシーに関する声明
<http://www.microsoft.com/privacystatement/ja-jp/core/default.aspx?CTT=114>

(2) クラウド ソリューション プロバイダー (CSP) プログラムでの提供に関わる規程

- ・ マイクロソフトクラウド契約
CSP プログラムでのサービス提供を受ける場合は、下記契約条件への合意が必要です。
<https://www.cloud-all.jp/file/microsoft.pdf>
- ・ オンラインサービス条件 (OST)
<http://www.microsoftvolumelicensing.com/Downloader.aspx?documenttype=OST&lang=Japanese>
- ・ Microsoft Online Services サービス レベル契約 (SLA)
<http://www.microsoftvolumelicensing.com/Downloader.aspx?documenttype=OSCS&lang=Japanese>

(3) 付加サービスの提供に関わる規程

- ・ Active! vault
Active! vault SS サービス利用約款
https://activevault-ss.jp/doc/agree_re_service_vaultSS.pdf
- ・ Active! gate
Active! gate SS サービス利用約款
https://activegate-ss.jp/doc/agree_re_service.pdf
- ・ ネクストセット
ネクストセット サービス利用約款
<https://sites.google.com/a/sateraito.jp/nextset-dounyuu/Home/material>
- ・ HENNGE One (2019年2月1日、HDE One から名称変更)
HENNGE One サービス規約
<https://www.henngem.com/jp/service/one/license.html>
- ・ RODEM
RODEM 利用規約
<https://rodem-docs.valwebservices.com/terms/index.html>
- ・ CloudGate UNO
CloudGate UNO 利用規約
<https://sites.google.com/a/core.cloudgate.jp/statusdashboard/shiyosho>

料金表

通則

(料金の計算方法等)

1. 当社は、契約者が本サービスに係わる契約に基づき支払う利用料金を料金月に従って計算します。この場合、当社は協定世界時を用いて計算します。
2. 1の料金月の利用料金は、初期費用、月額料金を合算して請求します。
3. 月額料金の日割り計算の有無については申込書等に記載のとおりとします。
4. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

5. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

6. 契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する方法により利用料金を支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

7. 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2以上の料金月分の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

8. 本規約により支払を要するものと定められている利用料金額は、原則この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。
上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下、同じとします。））の合計と異なる場合があります。

第1表 月額料金

1. 適用

- ア 本サービスに係る月額料金は、1の契約番号毎に各プランのID数に応じて計算します。
- イ 各プランの価格の有効期間は、開通した日を含む月の翌月から起算して1年とします。有効期間が満了する月の翌月（以下、「有効期間更新月」といいます。）以降は、当該有効期間更新月に適用される価格が1年間適用されるものとし、以後も有効期間更新月に価格が改定されるものとします。

2. 月額料金

- ア 本サービスに係る利用料金は、「3. 提供プラン一覧表」に定めるところによります。
- イ AD連携サービスの料金は、別途お見積りの上、提示いたします。
- ウ ExpressRouteの価格は、1年間のサブスクリプション有効期間における価格維持の対象外です。Microsoft社の提供価格が変更された場合は、適宜価格改定となります。
- エ 付加サービスの価格は、1年間のサブスクリプション有効期間における価格維持の対象外です。付加サービス提供会社の価格が変更された場合は、適宜価格改定となります。

3. 提供プラン一覧表

表1. 企業向けプラン

プラン	月額料金（税抜）/ID	特記事項
Advanced eDiscovery Storage	10,870 円	
Audio Conferencing	550 円	
Azure Active Directory Basic	110 円	
Azure Active Directory Premium P1	650 円	
Azure Active Directory Premium P2	980 円	
Azure Advanced Threat Protection for Users	600 円	
Azure Information Protection Plan 1	220 円	
Azure Information Protection Premium P2	540 円	
Business Apps (free)	0 円	
Common Area Phone	870 円	
Domestic and International Calling Plan	2,609 円	
Domestic Calling Plan	1,305 円	
Domestic Calling Plan (120 min)	652 円	
Enterprise Mobility + Security E3	950 円	
Enterprise Mobility + Security E5	1,610 円	
Exchange Online (Plan 1)	430 円	
Exchange Online (Plan 2)	870 円	
Exchange Online Archiving (EOA) for Exchange Server	330 円	
Exchange Online Archiving for Exchange Online	330 円	
Exchange Online Business	270 円	*1
Exchange Online Kiosk	220 円	
Exchange Online Protection	108 円	
Flow Additional Runs per 50,000	4,350 円	
Identity and Threat Protection	1,300 円	
Information Protection and Compliance	1,090 円	
Meeting Room	1,630 円	
Meeting Room without Audio Conferencing	1,630 円	
Microsoft 365 Business	2,170 円	*1

Microsoft 365 E3	3,480 円	
Microsoft 365 E5	6,250 円	
Microsoft 365 E5 without Audio Conferencing	6,200 円	
Microsoft 365 F1	1,090 円	
Microsoft Cloud App Security	380 円	
Microsoft Flow Plan 1	540 円	
Microsoft Flow Plan 2	1,630 円	
Microsoft Intune	650 円	
Microsoft Intune Device	220 円	
Microsoft Intune™ Extra Storage	270 円	
Microsoft MyAnalytics	430 円	
Microsoft PowerApps Plan 1	760 円	
Microsoft PowerApps Plan 2	4,350 円	
Microsoft Social Engagement Additional 10K Posts	10,880 円	
Microsoft Social Engagement Additional 10k Posts (minimum 10 licenses)	7,610 円	
Microsoft Social Engagement Additional 10k Posts (minimum 100 licenses)	4,350 円	
Microsoft Stream Plan 2 for Office 365 Add-On	220 円	
Microsoft Stream Storage Add-On (500 GB)	10,870 円	
Office 365 Advanced Compliance	870 円	
Office 365 Advanced Threat Protection (Plan 1)	220 円	
Office 365 Advanced Threat Protection (Plan 2)	540 円	
Office 365 Business	900 円	*1
Office 365 Business Essentials	540 円	*1
Office 365 Business Premium	1,360 円	*1
Office 365 Data Loss Prevention	330 円	
Office 365 Enterprise E1	870 円	
Office 365 Enterprise E3	2,170 円	
Office 365 Enterprise E5	3,810 円	
Office 365 Extra File Storage	21 円	*2
Office 365 F1	430 円	
Office 365 ProPlus	1,300 円	
OneDrive for Business (Plan 1)	540 円	
OneDrive for Business (Plan 2)	1,090 円	
Phone System	870 円	
Power BI Premium P1	543,250 円	
Power BI Premium P2	1,087,040 円	
Power BI Premium P3	2,174,620 円	
Power BI Premium P4	4,349,790 円	
Power BI Premium P5	8,700,120 円	
Power BI Pro	1,090 円	
Project Online Essentials	760 円	
Project Online Premium	5,980 円	
Project Online Professional	3,260 円	
SharePoint Online (Plan 1)	540 円	

SharePoint Online (Plan 2)	1,090 円	
Skype for Business Online (Plan 2)	600 円	
Skype for Business Plus CAL	220 円	
Visio Online Plan 1	540 円	
Visio Online Plan 2	1,630 円	
Windows 10 Enterprise E3	760 円	
Windows 10 Enterprise E3 VDA	1,960 円	
Windows 10 Enterprise E5	1,200 円	

*1 : 上限 300ID まで。

*2 : SharePoint Online 用追加ストレージ (1GB あたり)。

表 2. ExpressRoute 料金 (無制限データプラン)

ポート速度	月額料金 (税抜)	
	ExpressRoute 単体	ExpressRoute (Premium Add-on 込) *4
50Mbps	68,320 円	79,520 円
100Mbps	137,760 円	157,360 円
200Mbps	257,600 円	291,200 円
500Mbps	582,400 円	672,000 円
1Gbps	974,400 円	1,136,800 円

*4 : ExpressRoute (Premium Add-on 込) 500ID 以上の利用の際に、ExpressRoute 単体の月額料金が適用となる規定については、2018 年 3 月 1 日をもって新規適用終了となりました。2018 年 3 月 1 日までに該当の条件下での利用を開始された契約者については、ExpressRoute 契約内容に変更が生じない限り、ExpressRoute 単体の月額料金が継続して適用されるものとします。

表 3. 付加サービス料金

分類	付加サービス名称	購入単位	月額料金(税抜)	最低利用期間 *12	特記事項
DNS サービス	DNS サービス	1 契約毎	1,500 円	1 ヶ月間	
Active! vault	Active! vault SS(1年)	10ID 毎	200 円/ID	1 年間	*5
	Active! vault SS(3年)	10ID 毎	400 円/ID	1 年間	*5, *6
	Active! vault SS(5年)	10ID 毎	500 円/ID	1 年間	*5, *6
Active! gate	Active! gate SS VPS	10ID 毎	500 円/ID	1 年間	*5
	Active! gate SS 共用	10ID 毎	300 円/ID	1 年間	
ネクストセット	ネクストセット・シングルサインオン for Office 365	1ID 毎	100 円/ID	1 年間	
	ネクストセット・組織アドレス帳 for Office 365	1ID 毎	100 円/ID	1 年間	
	ネクストセット・組織カレンダー for Office 365	1ID 毎	100 円/ID	1 年間	
	ネクストセット・組織ワークフロー for Office 365	1ID 毎	100 円/ID	1 年間	
	ネクストセット・アドオンパック (2 アドオン)	1ID 毎	150 円/ID	1 年間	
	ネクストセット・アドオンパック (3 アドオン)	1ID 毎	200 円/ID	1 年間	
	ネクストセット・アドオンパック (4 アドオン以上)	1ID 毎	300 円/ID	1 年間	
HENNGE One	HENNGE One	1ID 毎	500 円/ID	1 年間	*7
	HENNGE One デバイス証明書オプション	10ID 毎	150 円/ID	1 年間	

RODEM	RODEM	1ID 毎	280 円/ID	1 ヶ月間	*8
CloudGate UNO	CloudGate UNO Basic	10ID 毎	100 円/ID	1 年間	
	CloudGate UNO Standard	10ID 毎	200 円/ID	1 年間	
	CloudGate UNO Enterprise	10ID 毎	300 円/ID	1 年間	*9
	クライアント証明書(PKI)連携	1ID 毎	100 円/ID	1 年間	*10
	SSO 連携サービス追加+2	10ID 毎	200 円/ID	1 年間	*11
	SSO 連携サービス追加+Free	10ID 毎	300 円/ID	1 年間	*11

*5：初回ご購入時（ご契約最小 ID 数）は、30ID 以上のお申し込みが必要です。

*6：初回ご購入時は、「Active! vault SS メールアーカイブ初期費用」として、100,000 円(税抜)が必要です。

*7：初回ご購入時（ご契約最小 ID 数）は、100ID 以上のお申し込みが必要です。

*8：初回ご購入時（ご契約最小 ID 数）は、5ID 以上のお申し込みが必要です。

*9：AD 連携機能をご利用の場合は「CloudGate UNO Enterprise (AD 連携) 構築初期費用」400,000 円(税抜)が必要です。

また AD 連携機能ご利用にあたり SE による支援をご希望の場合は併せて「CloudGate UNO Enterprise (AD 連携) SE 支援初期費用」400,000 円(税抜)が必要です。

*10：ご利用には「CloudGate UNO Standard」以上のプランのお申し込みが必要です。

*11：ご利用には「CloudGate UNO Basic」以上のプランのお申し込みが必要です。

*12：最低利用期間が 1 年間の付加サービスについては、契約更新時に、契約更新日から更に 1 年間の最低利用期間を設定します。

第 2 表 工事に関する費用

1. 適用

工事費については、施工した工事に係る費用を合計して算定します。（但し、当社理由によるものを除きます。）

第 3 表 導入支援料金

1. 適用

導入支援料金の適用については、ご契約されているサービスに応じて以下の通りとします。

オプションメニュー	プラン	対象規模	単位	料金額(税抜)
導入支援	導入支援パッケージ A	～100ID	1 契約毎	700,000 円
		～200ID	1 契約毎	900,000 円
		～300ID	1 契約毎	980,000 円
	導入支援パッケージ B	～100ID	1 契約毎	980,000 円
		～200ID	1 契約毎	1,270,000 円
		～300ID	1 契約毎	1,400,000 円
	導入支援パッケージ C	～100ID	1 契約毎	640,000 円
		～200ID	1 契約毎	720,000 円
		～300ID	1 契約毎	760,000 円
	導入支援パッケージ D	～100ID	1 契約毎	1,050,000 円
		～200ID	1 契約毎	1,370,000 円
		～300ID	1 契約毎	1,500,000 円
導入支援オプション	トレーニング(管理者向け)		1 契約毎	130,000 円
	トレーニング(ユーザー向け)		1 契約毎	130,000 円
	マニュアル作成		1 契約毎	50,000 円
付加サービス導入支援	HENNGE One 導入支援		1 契約毎	130,000 円
	ネクストセット for Office 365 導入支援		1 契約毎	130,000 円

	Active! vault SS 導入支援	1 契約毎	130,000 円
	Active! gate SS 導入支援	1 契約毎	130,000 円
	CloudGate UNO 導入支援	1 契約毎	130,000 円

2. 本業務の外部委託について

弊社では、お客様により良いサービスを提供するために本業務の一部を MX モバイリング株式会社に外部委託しております。

附則（平成29年3月28日）
（実施期日）

本規約は、平成29年4月1日から実施します。

附則（平成29年12月12日）
（実施期日）

本規約は、平成29年12月13日から実施します。

附則（平成29年12月25日）
（実施期日）

本規約は、平成30年1月1日から実施します。

附則（平成30年1月31日）
（実施期日）

本規約は、平成30年1月31日から実施します。

附則（平成30年3月28日）
（実施期日）

本規約は、平成30年3月28日から実施します。

附 則（平成30年4月20日 ACサ第00331246号）
（実施期日）

- この改正規定は、平成30年4月20日から実施します。
- 平成30年4月20日から平成30年7月31日までの間に、当社のホームページ(https://506506.ntt.com/cgi-bin/business/mw-premium_vps_plan/apply_form.cgi)から、本サービスと当社がIP通信網サービス契約約款に定める第8種ホスティングサービスの双方の申込みがあった場合であって、当社がその双方の申込を承諾し、当該本サービス及び第8種ホスティングサービス双方の利用が平成30年8月31日までに開始された場合、当該本サービス及び第8種ホスティングサービス双方の利用が開始された月の翌月から、本サービスのうち次表に掲げるプランについては、第1表（月額料金）の3（提供プラン一覧表）に規定する月額料金から1IDごとに申込みID数に応じて次表に掲げる減額を適用します。ただし毎月1日0時までに当該第8種ホスティングサービスが解約されている場合、翌月以降の本サービスの月額料金に、次表の減額を適用しません。

分類	対象プラン	申込み数	減額(税抜)/ID
Exchange Online	Exchange Online (Plan 1)	100ID~199ID	73円
		200ID~299ID	87円
		300ID	88円
Office 365 Suites	Office 365 Business Essentials	100ID~199ID	13円
		200ID~299ID	47円
		300ID	51円

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとし

附 則（平成30年4月27日 ACサ第00340257号）
（実施期日）

- この改正規定は、平成30年4月27日から実施します。
- 平成30年4月27日から平成30年7月31日までの間に、当社のホームページ(https://506506.ntt.com/cgi-bin/business/mw-premium_vps_plan/apply_form.cgi)から、本サービスと当社がIP通信網サービス契約約款に定める第8種ホスティングサービスの双方の申込みがあった場合であって、当社がその双方の申込を承諾し、当該本サービス及び第8種ホスティングサービス双方の利用が平成30年8月31日までに開始された場合、当該本サービス及び第8種ホスティングサービス双方の利用が開始された月の翌月から、本サービスのうち次表に掲げるプランについては、第1表（月額料金）の3（提供プラン一覧表）に規定する月額料金から1IDごとに申込みID数に応じて次表に掲げる減額を適用します。ただし毎月1日0時までに当該第8種ホスティングサービスが解約されている場合、翌月以降の本サービスの月額料金に、次表の減額を適用しません。

分類	対象プラン	申込み数	減額(税抜)/ID
Exchange Online	Exchange Online Business	100ID~199ID	13 円
		200ID~299ID	47 円
		300ID	55 円

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成 30 年 7 月 17 日 ACサ第 00368830 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 30 年 7 月 17 日から実施します。

2 平成30年7月17日から平成32年3月31日までの間に、別に定める条件により本サービスに申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成32年4月30日までに開始された場合、当該サービスの利用が開始された月の翌月から、本サービスのうち次表に掲げるプランについては、次表に掲げる月額料金を適用します。

分類	対象プラン	月額料金(円) (税抜)/ID	特記事項
Exchange Online	Exchange Online (Plan 1)	340 円	
	Exchange Online Business	200 円	

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成 30 年 11 月 28 日 ACサ第 00418883 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 30 年 11 月 28 日から実施します。

2 平成30年11月28日から平成32年3月31日までの間に、別に定める条件により本サービスに申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成32年4月30日までに開始された場合、当該サービスの利用が開始された月の翌月から、本サービスのうち次表に掲げるプランについては、次表に掲げる月額料金を適用します。

オプションメニュー	プラン名称	購入単位	月額料金(円) (税抜)/ID
Active! vault	Active! vault SS(1年) ※移行限定プラン	10ID 毎	200 円
	Active! vault SS(3年) ※移行限定プラン	10ID 毎	400 円
	Active! vault SS(5年) ※移行限定プラン	10ID 毎	500 円
Active! gate	Active! gate SS VPS ※移行限定プラン	10ID 毎	500 円
	Active! gate SS 共用 ※移行限定プラン	10ID 毎	300 円

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (2019 年 1 月 1 日 ACサ第 00434692 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、2019 年 1 月 1 日から実施します。ただし、付加サービス「CloudGate UNO」の提供開始は2019 年 1 月 9 日とします。

2 2019年1月1日から2020年3月31日までの間に、別に定める条件により本サービスに申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、2020年4月30日までに当該サービスの利用が開始された場合、当該サービスの利用が開始された月の翌月から、本サービスのうち次表に掲げるプランについては、次表に掲げる月額料金を適用します。

オプションメニュー	プラン名称	購入単位	月額料金(税抜)/ID
CloudGate UNO	CloudGate UNO Basic ※移行限定プラン	10ID 毎	60 円
	CloudGate UNO Standard ※移行限定プラン	10ID 毎	100 円

	CloudGate UNO Enterprise ※移行限定プラン	10ID 毎	150 円
	クライアント証明書 (PKI) 連携 ※移行限定プラン	1ID 毎	95 円
Active! vault	Active! vault SS(1年) ※移行限定プラン	10ID 毎	150 円
	Active! vault SS(3年) ※移行限定プラン	10ID 毎	250 円
	Active! vault SS(5年) ※移行限定プラン	10ID 毎	370 円
Active! gate	Active! gate SS VPS ※移行限定プラン	10ID 毎	250 円
	Active! gate SS 共用 ※移行限定プラン	10ID 毎	130 円

3 附則（平成 30 年 11 月 28 日 ACサ第 00418883 号）第 2 項の規定を、2019 年 1 月 1 日以降、前項の規定に置き換えるものとします。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（2019 年 3 月 1 日 ACサ第 00457721 号）

（実施期日）

この改正規定は、2019 年 3 月 1 日から実施します。